

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年11月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000199号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000078号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成6年1月1日から平成7年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年1月から平成7年9月までの標準報酬月額については、20万円から36万円とする。

平成6年1月から平成7年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間①については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②、③及び④について、請求者のB社における平成15年7月15日の標準賞与額を2万3,000円、同年12月15日の標準賞与額を38万円、平成16年7月15日の標準賞与額を45万円に訂正することが必要である。

平成15年7月15日、同年12月15日及び平成16年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月15日、同年12月15日及び平成16年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年1月1日から平成13年3月21日まで
② 平成15年7月
③ 平成15年12月
④ 平成16年7月
⑤ 平成18年7月

- ⑥ 平成 18 年 12 月
- ⑦ 平成 19 年 12 月
- ⑧ 平成 20 年 7 月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。また、B社に勤務した請求期間②から⑧までの期間の標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成6年1月1日から平成7年10月1日までの期間について、A社に係るオンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、同年4月27日付けで、平成6年10月の定時決定の記録が取り消され、平成6年1月1日に遡って20万円に減額され、平成7年10月の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において平成7年4月27日に厚生年金保険被保険者記録が確認できる5人が、同日付で標準報酬月額が遡って減額されていることが確認できるところ、そのうちの一人から提出された平成6年1月1日から平成7年10月1日までの期間に係る給料明細書(平成6年3月分及び平成7年9月分を除く。)により、減額処理前の標準報酬月額に見合う給料が支払われ、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、上記5人うちの一人は、A社は平成元年頃から業績が悪く、社会保険料の滞納があったと思う旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、平成7年4月27日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものと考えることは難しく、請求者について平成6年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間①のうち平成6年1月から平成7年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

請求期間①のうち、平成7年10月1日から平成13年3月21日までの期間について、請求者は当該期間に係る給料明細書を保有しておらず、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は亡くなっている上、複数の同僚が社会保険担当者として名前を挙げた者に照会するも回答が得られないことから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、平成7年10月1日から平成13年3月21日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①のうち、平成7年10月1日から平成13年3月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認める

ことはできない。

- 2 請求期間②、③及び④について、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚一人から提出された賞与明細書により、請求者は、当該期間において、B社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、請求期間②、③及び④に係る賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳の写しから、請求期間②は平成15年7月15日、請求期間③は同年12月15日、請求期間④は平成16年7月15日とすることが妥当である。

したがって、請求者の請求期間②、③及び④に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写しにより確認できる振込額及び同僚の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料率から、請求期間②は2万3,000円、請求期間③は38万円、請求期間④は45万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月15日、同年12月15日及び平成16年7月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者おりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間⑤から⑧までについて、請求者から提出された預金通帳の写しにおいて、当該期間の振込額が確認できない上、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は当時の資料を保存しておらず、複数の同僚が経理担当者として名前を挙げた者に照会するも回答を得られないことから、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間⑤から⑧までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間⑤から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000189号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000079号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間④について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 5 請求期間⑤について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 6 請求期間⑥について、請求者のF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和47年10月1日から昭和48年11月1日まで
② 昭和48年11月1日から昭和49年4月1日まで
③ 昭和50年9月1日から昭和52年1月1日まで
④ 昭和54年1月1日から昭和55年1月1日まで
⑤ 昭和60年2月1日から昭和61年5月1日まで
⑥ 昭和62年1月1日から昭和63年1月1日まで

常勤の営業社員としてA社に勤務した請求期間①、B社に勤務した請求期間②、C社に勤務した請求期間③、D社に勤務した請求期間④、E社に勤務した請求期間⑤及びF社に勤務した請求期間⑥について厚生年金保険の加入記録がない。請求期間①、②、③、④、⑤及び⑥を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、A社に勤務していた資料として、自身の同社における名刺

を提出しているところ、請求者が同僚として名前を挙げた6人はいずれも同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認又は推認できることから、勤務期間を特定することはできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できず、同社の元事業主は、請求期間①は既に会長職であったため、請求者の勤務等について記憶がない旨回答しているところ、請求期間①当時の事業主は連絡先が不明であり、請求者の請求期間①における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録を有する49人に照会し、16人から回答を得たが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の同社における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間①に整理番号の欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

加えて、請求者は請求期間①に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を保有しておらず、ほかに、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者のB社における雇用保険の加入記録は確認できない上、閉鎖事項全部証明書により確認できた同社の元代表取締役は、請求者を記憶しておらず、在籍を確認できない旨回答しており、請求者の同社における勤務を確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社が閉鎖事項全部証明書により確認できる事業所所在地及び請求者から提出された自身の同社における名刺により確認できる事業所所在地において、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないところ、上記元代表取締役は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨回答している。

さらに、請求者は請求期間②に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を保有しておらず、ほかに、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間③について、C社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、昭和50年11月6日に設立され、昭和59年12月2日に解散していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社が商業登記簿謄本及び請求者から提出された自身の同社における名刺により確認できる事業所所在地におい

て、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求者のC社における雇用保険の加入記録は確認できない上、代表取締役の連絡先は不明であり、請求者の同社における勤務を確認することができない。

さらに、請求者は請求期間③に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を保有しておらず、ほかに、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間④について、請求者から提出された自身のD社における名刺により確認できる事業所所在地を管轄するG法務局H出張所に照会したところ、商業索引簿により昭和51年9月22日にI市に本店移転との記載が確認できるものの、J市における本店住所が確認できないことから、照会のあった事業所が当該索引簿により確認できるD社とまでは特定できない旨回答しており、同局K出張所は、保存期間経過により、昭和61年以前に閉鎖された登記簿については謄本を交付することはできない旨回答していることから、請求者が勤務していたとするD社に係る代表取締役等の住所を確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、D社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないことから、同社の事業主を特定することができない上、請求者の同社における雇用保険の加入記録も確認できないことから、請求者の同社における勤務を確認することができない。

さらに、請求者は請求期間④に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を保有しておらず、ほかに、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 請求期間⑤について、請求者のE社における雇用保険の加入記録は確認できず、同社は、昭和55年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によれば、平成元年12月3日に解散しており、同社の事業主の連絡先は不明であることから、請求者の同社における勤務を確認することができない。

また、請求者は請求期間⑤に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を保有しておらず、ほかに、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

6 請求期間⑥について、請求者のF社における雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者から提出された名刺により確認できるL市所在の事業所については、F社に係る商業登記簿謄本によると、昭和48年12月11日に支店登記され、昭和50年9月3日に廃止されていることが確認できるところ、同社の元事業主は、請求期間⑥当時にL市内に営業所はなく、請求者の在籍は確認できない旨回答している。

また、請求期間⑥にF社において厚生年金保険の被保険者記録のある11人に照会し、7人から回答を得たが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の同社における勤務を確認することができない。

さらに、F社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間⑥に整理番号の欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない上、請求者は、請求期間⑥に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を保有しておらず、ほかに、請求者の請求期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。